



# 鳥取県公報

平成 26 年 8 月 12 日 (火)  
第 8 6 2 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	控除対象特定非営利活動法人の指定の申出 (596) (鳥取力創造課) . . . . . 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (597) (障がい福祉課) . . . . . 2
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療 機関の指定 (598) (〃) . . . . . 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (599) (西部総合事務所地域振興局) . . . 3
	採石法による採取計画の変更認可の公表 (600) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 4
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (601) (〃) . . . . . 4
	河川法による工作物及び船舶の保管 (602) (〃) . . . . . 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (14) . . . . . 7
	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (15) . . . . . 7
◇ 公 告	採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) . . . . . 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (空港港湾課) . . . . . 8
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 11
	制限付一般競争入札の実施 (〃) . . . . . 13

**鳥取県告示第602号**

平成26年鳥取県告示第309号（河川法による工作物及び船舶の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

平成26年8月12日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

- 1 保管した工作物の数量 杭18本、栈橋27基、階段4本、通路1基、船舶1隻
- 2 保管した工作物が放置されていた場所  
二級河川蒲生川水系蒲生川

工作物等	放置されていた場所
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本312-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本309-1
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本309-1
杭	岩美郡岩美町大字岩本309-1
杭	岩美郡岩美町大字岩本301
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本301
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本299
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本299先
杭	岩美郡岩美町大字岩本299先
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本261-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本261-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本261-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本264-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本264-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本264-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本264-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本265-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本268
階段	岩美郡岩美町大字岩本268
杭	岩美郡岩美町大字岩本269
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本269
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本286
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本285
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本285
階段	岩美郡岩美町大字岩本271-2
通路	岩美郡岩美町大字岩本271-2及び272-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本272-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本272-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本273-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本273-2

杭	岩美郡岩美町大字岩本273-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本274
杭	岩美郡岩美町大字岩本274
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本275
杭	岩美郡岩美町大字岩本275
階段	岩美郡岩美町大字岩本275
杭	岩美郡岩美町大字岩本275
杭	岩美郡岩美町大字岩本275
杭	岩美郡岩美町大字岩本275
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本275
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本245-1
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本245-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本245-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本244
杭	岩美郡岩美町大字岩本243
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本243先
階段	岩美郡岩美町大字岩本242
船舶 (船舶番号：272-13709)	岩美郡岩美町大字岩本261-2

3 保管した工作物を除却した日時 平成26年7月28日(月)午後1時20分

4 保管を開始した日時 平成26年7月28日(月)午後2時55分

5 保管の場所

鳥取市伏野1545-6(救急内水ポンプ基地)

6 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

平成26年7月29日(火)から平成27年1月30日(金)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、平成26年10月31日(金)までに工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は当該工作物を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県鳥取県土整備事務所維持管理課

電話0857-20-3605

(3) 引き取る時に必要な書類等

ア 身分証明書(所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)であることを証明できる書類)

イ 印鑑

7 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。